

横須賀市立学校教職員面接指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の8及66条の9に基づき、時間外労働を長時間行った教職員に対する医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)を適正に実施するために必要な事項を定める。

(面接相談)

第2条 横須賀市立学校の校長(園長を含み、校長がいない場合は、教頭とする。以下「校長」という。)は、1月間に時間外労働が100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる教職員に対し、医師による面接指導を受診するよう勧奨しなければならない。

2 校長は、前項の勧奨の結果、面接指導を希望する教職員については、面接指導を受けさせなければならない。

3 校長は、第1項に定める以外の教職員であっても、疲労の蓄積があると認められ、かつ、面接指導を希望する教職員については、面接指導を受診できるよう配慮しなければならない。

4 第2項及び前項に定める教職員のうち、前月に面接指導を受け、その結果、医師が面接指導の必要がないと認めた教職員は、面接指導を受診できない。

(健康管理)

第3条 校長は、前条第1項及び第3項に規定する勧奨又は配慮を行うため、教職員の疲労の蓄積の状況について把握するよう努めなければならない。

2 前項の教職員の疲労の蓄積の状況についての把握については、学校長が各教職員の仕事を包括的に把握し、必要に応じて本人に確認のうえ時間数を把握するものとする。ただし、時間数の把握が困難な場合については、校長が包括的に把握した仕事を基に、勧奨又は配慮の判断をする。

(面接指導を実施する医師)

第4条 面接指導を実施する医師は、教職員課長が指定する医師により行う。

2 教職員が前項の医師による面接指導を希望しない場合において、当該教職員が他の医師の行う面接指導に相当する面接指導を受診し、次に掲げる事項を記載した結果を証明する書面を校長に提出したときは、前項の限りでない。

(1) 実施年月日

(2) 受診者の氏名

(3) 面接指導を行った医師の氏名

(4) 受診者の疲労蓄積の状況及び心身の状況

(5) 前号に掲げるもののほか、健康保持に関する医師の意見

3 第1項に規定する場合の受診費用は、公費とし、サービスは、出張とする。ただし、第2項に規定する場合の受診費用は、自己負担とし、サービスは、職務専念義務免除とする。

(必要な措置)

第5条 校長は、面接指導後（前条第2項の書面を提出した場合を含む。）、受診した教職員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を勘案し、時間外労働時間の短縮等の必要な措置を講ずるものとする。

(面接指導記録票)

第6条 校長は、第2条第2項及び第3項に該当する場合は、面接指導記録票（別記様式）を作成し、教職員課長に送付し、受診日時及び場所の指定を受けて該当する教職員に通知しなければならない。

2 教職員が、第4条第2項に該当する場合は、面接指導記録票備考欄にその旨を記載し、教職員課長に送付するものとする。

(面接指導記録表の保存)

第7条 校長は、面接指導記録票の写しに受診日時及び場所の指定通知並びに医師の意見及び第5条に規定する必要な措置を記録した書面を添付して、面接相談実施の年度後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。